

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日起算の翌日が休日には、その日を除く)

町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、  
同条第二項の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 目 次

◇告示 新たに生じた土地の確認 (一件) (市町村振興課)

字の区域の変更 (二件) (〃)

県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)

保安林の指定の解除予定 (一件) (森林保全課)

保安林の指定施業要件の変更予定 (〃)

保安施設地区の指定施業要件の変更予定 (〃)

開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等

◇監査告示 行政書士試験の実施 (総務課)

◇調達公告 公募型指名競争入札の実施 (管理課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、中山  
町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、  
同条第二項の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに生じた土地の位置 (平成十一年十一月三十日現在の地番による。)

新 た に 生 じ た 土 地 の 面 積	一、九〇二・七七 平方メートル
-----------------------	--------------------

大字御来屋字前河原一九及び字東屋敷一〇一の地先

新たに生じた土地の位置 (平成十一年十一月三十日現在の地番による。)

岡字濱八〇から八一まで並びに塩津字西浪入五五〇の一から五五〇の三まで、五五二の一から五五二の三まで及び一二六一に接する国有地の地先

新 た に 生 じ た 土 地 の 面 積	三、一八四・七六 平方メートル
-----------------------	--------------------

和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成十一年七月六日からその効力を生ずる。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成十一年三月一日現在の地番による。）
大字御来屋字東屋敷	大字御来屋字東屋敷の全域
埋立地	大字御来屋字前河原二九及び字東屋敷一一〇一の地先の公有水面

#### 鳥取県告示第四百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成十一年七月六日からその効力を生ずる。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成十一年三月一日現在の地番による。）
塩津字西浪入	塩津字西浪入の全域

岡字濱八〇から八一まで並びに塩津字西浪入五五〇の一から五五〇の三まで、五五二の一から五五三の三まで及び一二二六一に接する国有地の地先の公有水面埋立地

#### 鳥取県告示第四百四十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業下原井手地区ため池等整備	平成九年六月六日
県営ほ場整備事業西郷中央地区区画整理	平成十年三月二十四日
県営土地改良総合整備事業和奈見地区農業用用排水及び区画整理	平成十一年二月十日
県営ため池等整備事業下坂地区ため池等整備	平成十一年三月三十日

#### 鳥取県告示第四百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十条の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字測見字深山ノ上六七三の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又一 一九六三の四、一九六三の四三から一九六三の四

七まで

#### 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第四百五十号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

#### 二 変更後の指定施業要件

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

#### 別表

昭和六十二年五月九日付農林水産省告示第 五百六十九号	鳥取地域森林計画	倉吉地域森林計画	日野地域森林計画	森林整備計画
昭和六十二年八月二十七日付農林水産省告 示第十二百九号	倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画	八頭地域森林計画	当該立木の所在する 市町村に係る市町村
昭和六十二年十一月二十七日付農林水産省告 示第千四百七十八号	八頭地域森林計画	鳥取地域森林計画	倉吉地域森林計画	
昭和六十三年三月二十五日付農林水産省告 示第三百二十八号	鳥取地域森林計画	米子地域森林計画	日野地域森林計画	
昭和六十三年四月十六日付農林水産省告示 第四百七十四号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画	
昭和六十三年五月十六日付農林水産省告示 第六百十九号	米子地域森林計画	日野地域森林計画	米子地域森林計画	
昭和六十三年六月六日付農林水産省告示第 七百七十二号	倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画	米子地域森林計画	
昭和六十三年六月十三日付農林水産省告示 第八百十一号	日野地域森林計画	米子地域森林計画	倉吉地域森林計画	日野地域森林計画

昭和六十三年六月十三日付農林水産省告示 第八百十二号	八頭地域森林計画
昭和六十三年六月十三日付農林水産省告示 第九百六十八号	日野地域森林計画
昭和六十三年七月十一日付農林水産省告示 第十九百六十九号	八頭地域森林計画
昭和六十三年八月二十九日付農林水産省告示 示第十二百九十九号	米子地域森林計画
昭和六十三年九月二日付農林水産省告示第 千三百五十一号	八頭地域森林計画
昭和六十三年十一月十四日付農林水産省告示 第千八百三十七号	鳥取地域森林計画
昭和六十三年十一月十八日付農林水産省告示 第千八百五十七号	倉吉地域森林計画
平成元年一月二十三日付農林水産省告示第 六十八号	鳥取地域森林計画
平成元年五月八日付農林水産省告示第六百 六十七号	米子地域森林計画
平成元年六月十七日付農林水産省告示第七 百九十一号	八頭地域森林計画
平成元年六月十九日付農林水産省告示第七 百九十八号	倉吉地域森林計画
平成元年七月二十六日付農林水産省告示第 九百三十六号	八頭地域森林計画
平成元年七月二十六日付農林水産省告示第 九百三十六号	米子地域森林計画
平成元年七月二十六日付農林水産省告示第 九百三十六号	倉吉地域森林計画
倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画

平成元年八月二十一日付農林水産省告示第 千五百五号	八頭地域森林計画
平成元年十一月二十日付農林水産省告示第 千五百六十一号	八頭地域森林計画
平成二年二月二十六日付農林水産省告示第 千五百七十三号	八頭地域森林計画
平成二年三月十五日付農林水産省告示第三 百七十九号	倉吉地域森林計画
平成二年五月二十九日付農林水産省告示第 六百九十五号	鳥取地域森林計画
平成二年六月六日付農林水産省告示第七百 二十五号	八頭地域森林計画
平成二年六月六日付農林水産省告示第七百 二十六号	倉吉地域森林計画
平成二年六月十一日付農林水産省告示第七 百四十一号	八頭地域森林計画
平成二年七月十一日付農林水産省告示第八 百八十五号	倉吉地域森林計画
平成二年十一月二十日付農林水産省告示第 千四百五十五号	鳥取地域森林計画
平成二年十一月二十一日付農林水産省告示 第千四百六十六号	米子地域森林計画
平成二年十一月二十九日付農林水産省告示 第千四百八十七号	日野地域森林計画
平成二年十一月二十九日付農林水産省告示 第千四百八十七号	倉吉地域森林計画
倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画

5 平成11年7月6日 火曜日

## 鳥取県公報

第7093号

五百十八号	平成三年四月二十五日付農林水産省告示第一千五百三十一号	八頭地域森林計画
二百十二号	平成三年九月二十日付農林水産省告示第一千五百三十二号	鳥取地域森林計画
百八十六号	平成四年六月十一日付農林水産省告示第六百八十六号	日野川地域森林計画
五百三十三号	平成四年七月二日付農林水産省告示第七百五十三号	日野川地域森林計画
九十三号	平成四年九月七日付農林水産省告示第九百九十三号	千代川地域森林計画
四十五号	平成五年三月十日付農林水産省告示第二百四十五号	日野川地域森林計画
三十五号	平成五年六月二日付農林水産省告示第六百三十五号	天神川地域森林計画
一千一號	平成五年八月二十五日付農林水産省告示第一千一號	千代川地域森林計画
一千八號	平成五年八月二十一日付農林水產省告示第一千八號	日野川地域森林計画
一千七號	平成五年九月一日付農林水產省告示第一千七號	天神川地域森林計画
十五號	平成五年九月二日付農林水產省告示第一千五號	日野川地域森林計画
千二百五十三號	平成五年十月二十九日付農林水產省告示第一千二百五十三號	天神川地域森林計画

四百三十三号	平成五年十二月八日付農林水産省告示第一千四百三十三号	八頭地域森林計画
十九号	平成六年一月二十一日付農林水産省告示第六十九号	鳥取地域森林計画
百四十三号	平成六年二月八日付農林水産省告示第二百六十五号	日野川地域森林計画
六十六号	平成六年二月八日付農林水産省告示第二百六十六号	天神川地域森林計画
九十五号	平成六年二月十日付農林水産省告示第二百九十五号	千代川地域森林計画
七号	平成六年三月二日付農林水産省告示第四百七号	日野川地域森林計画
五十三号	平成六年五月二十一日付農林水産省告示第五十三号	天神川地域森林計画
八百九十三号	平成六年六月十五日付農林水産省告示第八百九十三号	千代川地域森林計画
一百五十五号	平成六年六月十五日付農林水産省告示第一百五十五号	日野川地域森林計画
五百五十五号	平成六年七月十二日付農林水産省告示第五百五十五号	天神川地域森林計画
五百五十五号	平成六年七月十二日付農林水産省告示第五百五十五号	千代川地域森林計画
五百五十五号	平成六年七月十二日付農林水産省告示第五百五十五号	日野川地域森林計画

平成六年八月八日付農林水産省告示第千百二十八号	天神川地域森林計画
平成六年八月三十日付農林水産省告示第千二百十九号	千代川地域森林計画
平成六年九月六日付農林水産省告示第千百五十一号	タ
平成六年九月六日付農林水産省告示第千百六十号	日野川地域森林計画
平成六年九月十四日付農林水産省告示第千三百八号	天神川地域森林計画
平成六年九月二十二日付農林水産省告示第千三百一十六号	日野川地域森林計画
平成六年九月二十二日付農林水産省告示第千三百一十七号	日野川地域森林計画
平成六年十月二十六日付農林水産省告示第千四百五十四号	天神川地域森林計画
平成六年十月三十一日付農林水産省告示第千四百七十三号	日野川地域森林計画
平成六年十月三十一日付農林水産省告示第千四百七十五号	千代川地域森林計画
平成六年十一月十五日付農林水産省告示第千五百六十一号	天神川地域森林計画

## 鳥取県告示第四百五十号

次のように保安施設地区の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 指定施業要件の変更予定に係る保安施設地区の所在場所及び保安施設地区として指定された目的  
別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

二 変更後の指定施業要件  
別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表

平成六年十一月十五日付農林水産省告示第千五百六十四号	天神川地域森林計画	日野川地域森林計画
平成六年十一月十五日付農林水産省告示第千五百七十六号	天神川地域森林計画	日野川地域森林計画
平成六年十一月十五日付農林水産省告示第千五百七十七号	天神川地域森林計画	日野川地域森林計画
平成六年十一月十五日付農林水産省告示第千五百八十号	天神川地域森林計画	日野川地域森林計画

7 平成11年7月6日 火曜日

平成四年十月十五日付農林水産省告示第三百五十五号	千代川地域森林計画	平成四年十月十五日付農林水産省告示第三百五十五号	郡家町森林整備計画
天神川地域森林計画	関金町森林整備計画	天神川地域森林計画	関金町森林整備計画

**鳥取県告示第四百五十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

**監査委員告示****鳥取県監査委員告示第一号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人である高橋務の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年七月六日

鳥取県監査委員 秋 田 直	鳥取県監査委員 船 越 英 武
鳥取県監査委員 奥 田 越 明 男	

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

鳥取県公報

氏名	住所	年齢	監査の事務を補助するに当たる者
龍橋 敏一	米子市御殿町1丁目1号	平成十一年六月十九日生	平成十一年六月十九日生
林原 達男	東伯郡赤崎町大字赤崎118号	△	△
森 艾文	米子市門松町1丁目1-1	△	△

## 公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、平成11年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成11年7月6日

鳥取県知事 片山善博

## 1 試験の日時

平成11年10月24日（日）午後1時から午後4時45分まで

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県庁講堂

## 3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験により行う。

## (1) 行政書士の業務に必要な法令

行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概

鳥取県公報

論の中から適宜出題する。

なお、法令の内容は、平成11年4月1日現在施行されているものとする。

- (2) 一般教養  
(3) 論述（800字以内）

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

- (3) 行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第1条第2項の規定により、行政書士試験受験資格認定書の交付を受けた者

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

## ア 受験願書

イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書等）

ウ 写真（出願前1年内に無帽で正面から上半身を撮影した、縦5.0cm、横4.0cmのもので、その裏面に氏名を記入したもの）

## (2) 提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課（鳥取県庁本庁舎3階）

## (3) 受付期間

平成11年9月1日（水）から同月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書きし、平成11年9月20日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

## (4) 受付期間

午前8時30分から午後5時15分まで

## (5) 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、押印しないこと。

## (6) 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

## 6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って早めに相談すること。

## 7 合格者の発表

試験の合格者については、平成12年1月11日（火）にその氏名を鳥取県公報により公表するとともに、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。また、合格者には行政書士試験合格証を交付する。

## 8 その他

## (1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において平成11年8月2日（月）から交付する。

鳥取県総務部県民室及び総務課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所内
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市糀町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、鳥取県総務部総務課に請求すること。この場合、80円切手をはつたあて先明記の長形3号（縦235mm、横120mm）の返信用封筒を同封すること。

## (2) 問合せ先

鳥取県総務部総務課法制係（電話0857-26-7024）

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年7月6日

鳥取県知事 片山善博

## 1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道岸本江府線の橋りょう上部工（橋りょう）（大溝大橋上部工）

(2) 工事場所 日野郡江府町大字大溝

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道岸本江府線の橋りょう上部工（L=152.0m、W=11.25m）を製作し、架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さはおおむね20.0mから21.0mである。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：PC3径間連続場所打ちラーメン箱桁橋

橋長：L=152.0m

支間長：43.0m+51.0m+56.1m

幅員：全体 W=11.25m

平面線形：曲線橋 斜角90°

架設工法：場所打ち片持架設工事

- (5) 工期 平成11年9月の契約の日から500日間  
 (6) 予定価格 648,268,950円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 2 技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事）の許可を受けていること。
- (3) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものとすること。
- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの（一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。）であること。
- (5) 平成11年7月6日（火）から同月16日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成11年4月1日（木）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 平成2年度以降に、次に掲げる事項をすべて満たすPC橋上部工の橋製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率

が20%以上のものに限る。

ア 道路橋（TL-20以上）又は鉄道橋であること。

イ 橋りょう形式が床版橋又は桁橋（張出し架設のものを除く。）以外のPC橋であること。

ウ 最大支間長が45m以上であること。

エ 架設方法が、固定支保工以外の架設工法であること。

- (8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成2年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。
- イ 主任技術者あつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- ウ 監理技術者あつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

- ア 平成11年7月6日（火）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

- (2) 技術資料の提出
- 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。